

## 野木町広告掲載要綱

野木町広告掲載要綱を次のように定め、平成23年2月2日から適用する。

(目的)

**第1条** この要綱は、広告媒体を活用し、民間企業等の広告を有料で掲載することで新たな財源を確保するとともに、民間企業との協働により町民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とし、町の広告掲載の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 次に掲げるもののうち、広告掲載が可能なものをいう。
  - ア 町が発行する広報紙（以下「広報紙」という。）、刊行物及び印刷物
  - イ 町のホームページ（以下「町ホームページ」という。）
  - ウ 町の公有財産及び物品
  - エ その他広告媒体として活用できるもので町長が認めるもの
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(広告の範囲)

**第3条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、広告を掲載しないものとする。

- (1) 法令、条例又は規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの
- (3) 政治又は宗教に関するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 個人の宣伝及び意見広告に係るもの
- (5) 特定の主義又は主張に当たるもの
- (6) 誇大表示、不当表示等表現方法が不適切であると認められるもの又はそのおそれのあるもの
- (7) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (8) その他掲載する広告として町長が不適切と認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体への掲載基準は別に定める。

(広告の掲載)

**第4条** 広告掲載は、広告媒体を所管する主管課（局）の長が行う。

(広告の規格、掲載位置等)

**第5条** 広告の規格、掲載位置等は、当該広告媒体ごとに別に定める。

(広告掲載料)

**第6条** 広告掲載料は、広告媒体の種類、数量及び作成経費並びに広告の掲載位置、掲載期間及び規格並びに市場価格等を勘案して当該広告媒体ごとに別に定める。

(広告掲載の募集)

**第7条** 広告の募集は、前2条に掲げる内容を広報紙又は町ホームページに掲載して行うものとする。

2 広告掲載を希望する者は、募集期間内に野木町広告掲載申込書(別記様式第1号)に必要な書類を添えて、町長に申し込むものとする。ただし、広告媒体ごとに別に広告掲載申込書を定めたときは、当該様式によるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの方法により広告を募集する場合は、広報紙又は町ホームページへの掲載を要しない。

(1) 広告掲載者(以下「広告主」という。)を指定して広告の掲載を依頼する場合

(2) 広告代理業を営むもの等をして募集させる場合

4 広告申込みが募集の枠に満たない場合は、広告掲載を希望するものを選定し直接依頼することができる。

5 期間を設け募集を行った場合において、募集の枠以上の申込みがあったときは抽選により広告主を決定する。

(広告掲載の申込み等)

**第8条** 広告掲載の申込みをすることができる者は、次のとおりとする。

(1) 企業及び個人の事業者

(2) 公共的団体又はこれに類する者

(3) その他町長が適当と認めた者

(広告掲載の可否決定)

**第9条** 町長は、第7条第2項の規定により申込みがあったときは、野木町広告審査委員会の審査を経て、広告掲載の可否を決定し、野木町広告掲載・不掲載決定通知書(別記様式第2号)により広告申込者に通知しなければならない。ただし、広告媒体ごとに町長が別に広告掲載・不掲載決定通知書を定めたときは、当該様式によるものとする。

(広告掲載者の責任等)

**第10条** この要綱に定めるところにより広告媒体に掲載した広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

- 2 広告主の責めに帰すべき理由により広告掲載を中止したことに伴い、町に損害が発生した場合、町長は、損害賠償の請求をすることができる。
- 3 広告主は、町長が指定する期日までに、別に定める広告掲載料を納入しなければならない。
- 4 広告掲載に係る広告の作成並びに施設への取付け及び撤去費用は、広告主が負担するものとする。
- 5 広告主は、広告掲載の決定を受けた広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(広告掲載の取消し)

**第11条** 町長は次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告主が、指定期日までに広告掲載料を納入しなかったとき。
- (2) 町の行政運営において支障があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認めるとき。

(広告物の撤去等)

**第12条** 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の削除、撤去、塗りつぶし等（以下「広告物の削除等」という。）を行うことができるものとする。

- (1) 前条の規定により広告掲載許可の取消しをされた広告主が広告物を撤去せず、又は削除しないとき。
- (2) 広告主が広告掲載許可期間を過ぎた後も広告物を撤去せず、又は削除しないとき。
- (3) 広告主が倒産、解散等により消滅したとき。

- 2 前項の広告物の削除等に要する費用が発生した場合には、広告主の負担とする。ただし、前項第3号に該当するときは、この限りでない。

(広告掲載料の返還)

**第13条** 既に納入した広告掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告掲載ができないときは、この限りでない。

(審査機関)

**第14条** 広告媒体及び広告内容の適否を審査するため、野木町広告審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会の委員長は副町長を、委員は総合政策部長、町民生活部長、産業建設部長、教育次長及び総務課長をもって充てる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、当該広告に関連する事務を所管する課長等を臨時委員に指名することができる。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

**第15条** 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。

2 会議は、委員長がその議長となる。

3 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

**第16条** 委員会の庶務は、主管課において処理する。

(補則)

**第17条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

前 文（抄）（平成26年3月19日告示第43号）

平成26年4月1日から適用する。

前 文（抄）（平成28年2月18日告示第16号）

平成28年4月1日から適用する。

前 文（抄）（平成30年3月13日告示第20号）

平成30年4月1日から適用する。

前 文（抄）（令和3年4月30日告示第71号）

告示の日から適用する。